

意見の概要および市の考え方(次期交通安全計画(素案))

| 通し番号            | ページ数     | 意見の概要  | 意見数 | 修正の有無 | 市の考え方  |
|-----------------|----------|--|-----|-------|--|
| 基本理念等           |          |  |     |       |  |
| 3 計画の考え方        |          |  |     |       |  |
| 1               | 2        | (7) 新型コロナウイルス感染症の影響の注視<br>「新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響は、市民のライフスタイルや交通行動への影響がみられます。」とはどのような影響か。 | 1件  | 無     | 新型コロナウイルス感染症の拡大により、市内を走る路線バスや愛のりタクシーの利用が大幅に減少していることなどから、移動機会の減少、自家用車利用の増加があると考えられます。       |
| II 道路交通に関する安全施策 |          |  |     |       |  |
| 1 道路交通環境の整備     |          |  |     |       |  |
| 2               | 12       | (2) 幹線道路における交通安全対策の推進<br>ア 事故危険箇所対策の推進<br>事故危険箇所対策の推進について、カーブミラー設置は明記しないのか。              | 1件  | 有     | ご指摘のとおり追記します。<br>「事故危険箇所においては、(中略)視線誘導標・カーブミラー等の設置等(後略)」                                   |
| 3               | 14       | (7) 自転車利用環境の総合的整備<br>イ 自転車等の駐車対策の推進<br>自転車等の駐車対策の推進について、さらなる駐輪場整備は無いのか。                  | 1件  | 無     | 放置自転車禁止区域である彦根駅、南彦根駅および河瀬駅周辺に設置している自転車駐車場については、いずれも収容能力に余力があることから、新たに自転車駐車場を整備する予定はございません。 |
| 4               | 14<br>16 | (9) 災害に備えた道路交通環境の整備<br>ア 災害に備えた道路交通環境の整備   | 1件  | 無     | 本計画は、交通安全に係る諸施策の大綱を定めるものであり、個別の施策の詳細な展開方法等についての  |

|          |          |   |     |       |   |
|----------|----------|---|-----|-------|---|
|          |          | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備<br>イ 冬期における安全の確保<br>除雪作業があまりにもお粗末(彦根市の対応)である。所管が違うかもしれないが除雪作業の徹底をもっと明記できないか。              |     |       | 記載は見送りとさせていただきます。<br>なお、除雪については、所管課において実施計画を作成し、これに基づいて除雪作業を実施しております。   |
| 5        | 15       | (10) 総合的な駐車対策の推進<br>イ 駐車場等の整備<br>駐車場等の整備について、クルマから近江鉄道へ乗換させて市内の渋滞緩和策として、近江鉄道駅前に駐車場を建設するなど(パーク、アンド、ライドのため)明記できないか。 | 1件  | 無     | 市内にある近江鉄道の各駅については、住宅地内に立地している駅が多いことや駐車場設置には用地買収が必要であることから、本計画期間内での実施は困難であると考えております。<br>なお、パークアンドレールライドについては、今後、研究してまいります。 |
| 6        | 16       | (12) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備<br>ア 道路の使用および占用の適正化等<br>消火栓上の駐車禁止の明記が必要では。  | 1件  | 無     | 本計画は、交通安全に係る諸施策の大綱を定めるものであり、個別の許可条件等についての記載は見送りとさせていただきます。  |
|          |          | <b>7 交通事故被害者支援の充実と推進</b>  |     |       |   |
| 7        | 28       | (3) 自転車損害保険等への加入義務の徹底<br>加入する方法などの明記が必要ではないか。たとえば、家の火災保険加入とともに、付加できるというヒントなど明記してもらえると市民にとって加入しやすくなると思います。         | 1件  | 無     | 本計画は、交通安全に係る諸施策の大綱を定めるものであり、個別の施策の詳細な展開方法等についての記載は見送りとさせていただきます。<br>なお、今回いただいた展開方法に関するご意見については、研究してまいります。                 |
| 8        |          | 以下の用語の説明をお願いしたい。  | 18件 | 有     | 個別の対応は以下のとおりです。   |
| 通し<br>番号 | ページ<br>数 | 用語  | 意見数 | 追記の有無 | 市の考え方   |
| 8-1      | 10       | 子どもの移動経路交通安全プログラム   | 1件  | 有     | 追記します。  |

|     |    |                 |    |   |  |
|-----|----|-----------------|----|---|--|
|     |    |                 |    |   | 「学校や保育所等の対象施設、市関係部局、教育委員会、警察、道路管理者などの関係機関により、児童生徒が登下校する通学路および未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全対策を検討し実施する取組」  |
| 8-2 | 11 | ボラード等           | 1件 | 有 | ボラードの説明として追記します。<br>「道路等に設置して、車両の通行や進入を規制するもの。車止め」   |
| 8-3 | 12 | ラウンドアバウト交差点     | 1件 | 有 | 追記します。<br>「比較的交通量の少ない交差点において、交差点形状を円形等の環状に整備し、信号に頼らず交通制御を行うもの」   |
| 8-4 | 12 | 歩行環境向上エリア(具体的に) | 1件 | 無 | 都市交通マスタープランに記載の歩行者を優先とした空間です。<br>なお、該当部分の後に説明文を記載していることおよび紙幅の関係から、具体的な説明の記載は見送りとさせていただきます。   |
| 8-5 | 13 | 第1次ナショナルサイクルルート | 1件 | 無 | ナショナルサイクルルート制度は、優れた観光資源を走行環境や休憩・宿泊機能、情報発信など様々な取組を連携させたサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、ソフト・ハード両面から一定の水準を満たすルートを国が指定することで、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートとして国内外にPRを行い、サイクルツーリズムを強力に推進していくものです。<br>第1次ナショナルサイクルルートとは、ナショナル |

|      |    |                 |    |   |   |
|------|----|-----------------|----|---|---|
|      |    |                 |    |   | <p>サイクルルートとして令和元年11月に、ビワイチのほか2つのルートと共に指定されたものです。</p> <p>紙幅の関係から、記載は見送りとさせていただきます。</p>                           |
| 8-6  | 14 | モビリティ・マネジメント    | 1件 | 有 | <p>追記します。</p> <p>「1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策」</p> |
| 8-7  | 14 | エコ通勤優良事業所認証制度   | 1件 | 有 | <p>追記します。</p> <p>「公共交通利用推進等マネジメント協議会により、エコ通勤に関して高い意識を持ち、エコ通勤に関する取組を積極的に推進している事業所を認証・登録し、その取組を国民に広く紹介する制度」</p>   |
| 8-8  | 16 | ウォークアブルな公共空間の整備 | 1件 | 有 | <p>ウォークアブルの説明として記載します。</p> <p>『居心地が良く歩きたくなる』の意」</p>   |
| 8-9  | 16 | グリーンスローモビリティ    | 1件 | 有 | <p>追記します。</p> <p>「時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称」</p>  |
| 8-10 | 17 | カンガルークラブ        | 1件 | 有 | <p>追記します。</p> <p>「発達途上にある幼児を、保護者の手で交通事故から守るため地域で活動しているクラブのこと。」</p>  |
| 8-11 | 22 | ハンドルキーパー運動      | 1件 | 有 | <p>追記します。</p> <p>『自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲</p>   |

|      |    |                       |    |   |   |
|------|----|-----------------------|----|---|---|
|      |    |                       |    |   | 間を安全に自宅まで送り届ける。』という運動」  |
| 8-12 | 24 | 自動車アセスメント情報           | 1件 | 有 | 追記します。<br>「衝突や急制動し検討に基づく安全性の評価情報」   |
| 8-13 | 25 | 安全性優良事業所(通称Gマーク認定事業所) | 1件 | 有 | 追記します。<br>「トラック運送事業者の安全性に対する取組を評価し、認定を受けた事業所」   |
| 8-14 | 27 | 暴走族関係保護観察対象者          | 1件 | 有 | 暴走族等の説明として追記します。<br>「暴走族および違法行為を敢行する旧車會(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転し、排気騒音や走行形態により一般通行車両等に迷惑を及ぼす者)」  |
| 8-15 | 27 | 非行少年等立ち直り支援事業(あすくる)   | 1件 | 無 | 中学生(ケースによっては小学校高学年)以上の未成年で、自分を見失いかけたり、道に迷いかけた自分を立て直すために頑張ろうとしている少年、あるいは自分にあった高校に再チャレンジしたり、自分にあった仕事を見つけて頑張ろうとしている少年たちを支援する事業。「あすくる」とは、少年が自らの意志で立ち直ろうとする頑張りを支援するところです。<br>紙幅の関係から、記載は見送りとさせていただきます。 |
| 8-16 | 27 | バイスタンダー               | 1件 | 有 | 追記します。<br>「救急現場に居合わせた人」   |
| 8-17 | 30 | 曲線部等への速度制限機能付きATS     | 1件 | 有 | ATSの説明として追記します。<br>「(Automatic Train Stop) : 列車などが停止信号を超えて進行しようとした場合に警報を与えたり、ブレーキを自動的に動作させて停止させ、衝突や脱線   |

|      |    |         |    |   |  |
|------|----|---------|----|---|--|
|      |    |         |    |   | などの事故を防ぐ装置」  |
| 8-18 | 33 | 除却を促進する | 1件 | 無 | 「(危険な踏切の)撤去を行っていく」の意。県計画からの引用であり、県計画にもご指摘部分の用語解説はなされていないことから、記載は見送りとさせていただきます。 |